WEB-FA0001/0002/0003

導電性カラーマット



仕様

| 品番 | 外形寸法m | 重量kg | 厚さmm | ESD管理値Ω |
|------------|-------------|------|------|---|
| WEB-FA0001 | 1 (W)×1 (L) | 3 | | 1/10//00//00 |
| WEB-FA0002 | 1(W)×1.8(L) | 5.5 | 2 | 1×10 ⁴ <rp<1×10<sup>9、</rp<1×10<sup> |
| WEB-FA0003 | 1(W)×10(L) | 30.5 | | Rg<1×10 ⁹ |

注意文の警告マークについて

ご使用上の注意事項を次のように区別しています。

▲警告 …死亡、重傷をともなう重大事故の発生を想定してのご注意

▲注意 …傷害や物的損害を想定してのご注意

なお、特に記述がなくても、状況によっては重大な結果をまねくおそれがあります。正しく安全にご使用ください。

ご使用上の注意

⚠警告

- 1. 必ずアース線を取り付け、確実にグラウンドへ接続してください。接続しない場合、本来の目的を達せず、現場内の電子部品などの破壊のほか、環境によっては爆発などを誘発するおそれがあります。
- 2. 静電気対策用のアースラインは、動力用アースラインとは別系統で確保してください。 感電のおそれがあります。
- 3. 導電性カラーマットに活線が触れないよう注意してください。 感電のおそれがあります。

本製品は原料の性質上、素材特有の臭いがする場合があります。環境の条件によっては臭いが強くなることがありますが、健康を害するという知見はありません。

ご使用方法

開梱後、巻きぐせや温湿度などにより、伸縮する場合があります。広げて24時間以上放置してください。

■ マットを敷きます。グリーンの面が表です。

2 アース線を取り付けます。F-127 アース線 (2本入) をお求めください。プライヤーなどで端子をかしめ、付属のアースシールで覆います。 圧着部にキャップを被せます。 他端をアースしてください。 複数のマットを使用する場合は隣接部のマットを別売のF-28 アース板 (10枚入) で同電位にすることで、より確実なアース接続が得られます。



お手入れの方法

導電性カラーマットは定期的な点検を行い、抵抗 値が規格値内かをご確認ください。床、作業表面、 保管棚などに使用する場合には3カ月毎に点検す ることをお勧めします。始業前や終業後に机上を 清掃する際や、汚れの蓄積により抵抗値の上昇が 見られる場合には専用のマットクリーナーをご使 用ください。シンナーなどの有機溶剤は使用しな いでください。

Z-276 マットクリーナー

導電性マットの日常的な清掃に 使える専用クリーナー。マットの 導雷性を損なわず、表面に付着 したホコリやオイル、フラックス などの汚れを除去します。



静電気対策の規格について

ホーザンの静電気製品は、国際規格(IEC61340-5-1)を基にした国内の団体規格(RCJS-5-1※)を 参考に管理しております。

ESD対策品マーク km があるものは、規格値に該当する製品であることを示します。

本製品が該当する規格値は表1のとおりです。おもてページ仕様欄の「ESD管理値」は、当社基準です。

※ 一般財団法人 日本電子部品信頼性センター (RCJ) が公表している規格。「静電気現象からの電子デバイスの保護 一般要求事項(RCJS-5-1)]

表1: ESD保護アイテムに対する要求事項 (RCJS-5-1から抜粋) 【アイテム個別の要求事項】

| 1. 1 1101.0. 20.1.20.1 | | | | |
|------------------------|-----------------------|---|--|--|
| | 端子間抵抗Re、または点間抵抗 Rp(Ω) | EPAグラウンド抵抗、または グラウンド可能接続点への抵抗 $Rg(\Omega)$ | | |
| 作業表面、保管棚、 トロリー及びカート | 1×104≦Rp≦1×1010 注3 | 7.5×10⁵≦Rg≦1×10° 注3 | | |
| 床 | | ≦Rg<1×10° 最小値 注1、注2 | | |

- 注1: ESDSを保護するための最小抵抗値というのはない。しかし安全性確保のために、最小抵抗値が必要な場合がある。関連の国内基準、 IEC61010-1、IEC60479、IEC60536、IEC60364を参照。
- 注2: 人体接地の基本的な方法として履物/床システムを使用する場合の下限抵抗値は、人体安全性を考慮してESDコーディネータが決定 する。(RCJS-5-1 5.5項及びIEC61340-4-5を参照)
- 注3: ESDコーディネータが承認した場合には、規定された下限抵抗値以下の抵抗は許容される。

関連製品

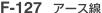
抵抗値の管理に

F-109 表面抵抗計 F-109-TA 表面抵抗計

(校正証明書付)













ホーザン株式会社

本社 〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-12

製品・補修部品はWebサイトにてご購入いただけます。 https://www.hozan.co.jp/



技術的なお問い合わせ

ホーザン テクニカルホットライン

€ 06-6567-3132 / E-mail : th@hozan.co.jp

【月曜日から金曜日(祝日を除く)の10:30~12:00、13:00~17:00】